

第2章 事前対策

第1節 防災体制

1 町の体制

町は、噴火時等において富士山火山の活動状況に応じた防災体制を取り、避難情報の発令等の防災対応にあたる。長泉町災害対策本部運営規則第7条により、配備体制は表7とおりとする。

表7 非常配備体制

発表される 情報等	区分	配備体制	配備基準	動員区分
噴火警戒 レベル3	災害対策 本部 設置前	第1次 配備体制	・ 情報収集、連絡活動 を実施し、状況により 速やかに第2次配備体 制へ移行できる体制	・ 総務部長 ・ 地域防災課長 ・ 地域防災課員 ・ 富士山南東消防組合 の消防職員のうちから 町長が指名するもの
		第2次 配備体制	・ 被災情報の収集及び 応急対策を実施すると ともに、状況により速 やかに災害対策本部を 設置できる体制	・ 町長 ・ 副町長、教育長 ・ 総務部長 ・ 地域防災課長 ・ 地域防災課員 ・ 消防団長、消防団員 必要に応じ関係部課長 等 ・ 富士山南東消防組合 の消防職員のうちから 町長が指名するもの
噴火警戒 レベル4	災害対策 本部 設置後	第3次 配備体制	・ 被災情報の収集及び 応急対策の実施 ・ 関係機関との連絡調 整	第2次配備体制に以下 の職員を加える ・ 本部室全員 ・ 必要に応じ、広域避 難地及び救護所職員
噴火警戒 レベル5		非常 救助体制	・ 全職員による完全な 救助体制	・ 本部員全員

2 国の体制（合同会議）

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。町は、合同会議が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

第2節 避難のための事前対策

1 避難対象エリアごとの避難開始時期

第4次避難対象エリアは噴火前、第5次避難対象エリア、第6次避難対象エリアは噴火後避難とする。避難対象エリアごとの避難開始時期は表8のとおりとする。

表8 避難対象エリアごとの避難時期

避難対象 エリア	避難時期	避難先	手段
第4次避難対象エリア	噴火前	指定の*一時集結地	徒歩 若しくは 自家用車（相乗り含む）
第5次避難対象エリア	噴火後	町内の一時集結地等	
第6次避難対象エリア		※噴火状況により決定	

*一時集結地とは…避難を実施する際、最終目的地である受入市町の避難所に避難する前に一時的に集合する地点。火山情報の共有や避難者の確認、今後の避難先施設等の案内を受ける。本計画では、町内での避難においては、長泉町指定の広域避難場所の一部を一時集結地とする。また広域避難(町外避難)の際には、受入市町において一時集結地が開設される。

2 噴火警戒レベルと避難指示発令の基準

避難対象エリアごとに、噴火警戒レベルに応じて避難指示を発令する。噴火前避難の対象区域（第4次避難対象エリア）における避難指示の発令基準は表9のとおりとする。

表9 町が発令する避難情報等

火山防災情報等	避難情報等
噴火警戒レベル3	・避難行動要支援者に対する避難準備の呼びかけ ・避難行動要支援者に対する*自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する避難準備の呼びかけ ・一般住民に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する火山噴火に関する注意喚起
噴火警戒レベル4	【高齢者等避難の発令】 ・避難行動要支援者に対する一時集結地への避難の呼びかけ ・一般住民に対する避難準備の呼びかけ ・一般住民に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する火山噴火に関する注意喚起
噴火警戒レベル5	【避難指示】 ・住民等に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・住民等に対する一時集結地への避難の呼びかけ
噴火後	緊急安全確保

*自主的な分散避難とは…親族や知人宅へ避難する等

(1) 「噴火警戒レベル3」発表時の避難情報等

町は、気象庁からの「噴火警戒レベル3」発表に伴い、避難準備が必要であることを、情報伝達手段を用いて住民等に周知する。

「噴火警戒レベル3」が発表されたら避難行動要支援者については、避難行動や避難時の持出品等を確認する等、避難の準備を行う。一般住民は引き続き情報収集に努める。

(2) 「噴火警戒レベル4」発表時の避難情報等

町は、気象庁から「噴火警戒レベル4」の発表に伴い、避難対象地区内の避難行動要支援者に対して高齢者等避難を発令する。一般住民に対しては自主的な分散避難と避難準備が必要であることを呼びかける。避難指示の伝達にあたっては情報伝達手段を用いる。

「噴火警戒レベル4」が発令されたら、避難対象地区内の避難行動要支援者は避難を開始する。一般住民については、自主避難を行う。

(3) 「噴火警戒レベル5」発表時の避難指示発令

町は、気象庁から「噴火警戒レベル5」の発表に伴い、避難対象地区内の一般住民に対して、避難指示を発令する。避難指示の伝達には情報伝達手段を用いる。

「噴火警戒レベル5」が発令されたら、避難対象地区内の一般住民は避難を開始する。避難の際は徒歩若しくは自家用車（相乗り含む）による避難とし、ひとりでの避難が困難な場合には自治会(区)や近隣住民との乗合車で避難を行う。

3 避難対象区域

噴火前避難の対象区域（第4次避難対象エリア）については、町が流下パターンを基に、避難対象エリアごとに班を単位とした避難対象区域を設定し、世帯数、人口を整理する。

4 一時集結地の選定及び施設管理

町は、溶岩流の到達が想定されていない範囲を踏まえた上で一時集結地を指定し、住民等に周知するものとする。

町は、住民等に対し、あらかじめ、一時集結地の運営管理のために必要な知識の普及に努める。この際住民等への普及にあたっては、避難者が主体的に一時集結地を運営できるよう配慮に努める。

- ・避難所の管理者不在時の開設体制
- ・避難所を管理するための責任者の派遣
- ・災害対策本部との連絡体制
- ・自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、避難所の開設準備に着手し、噴火警戒レベルに応じて、すみやかに避難所を開設する。

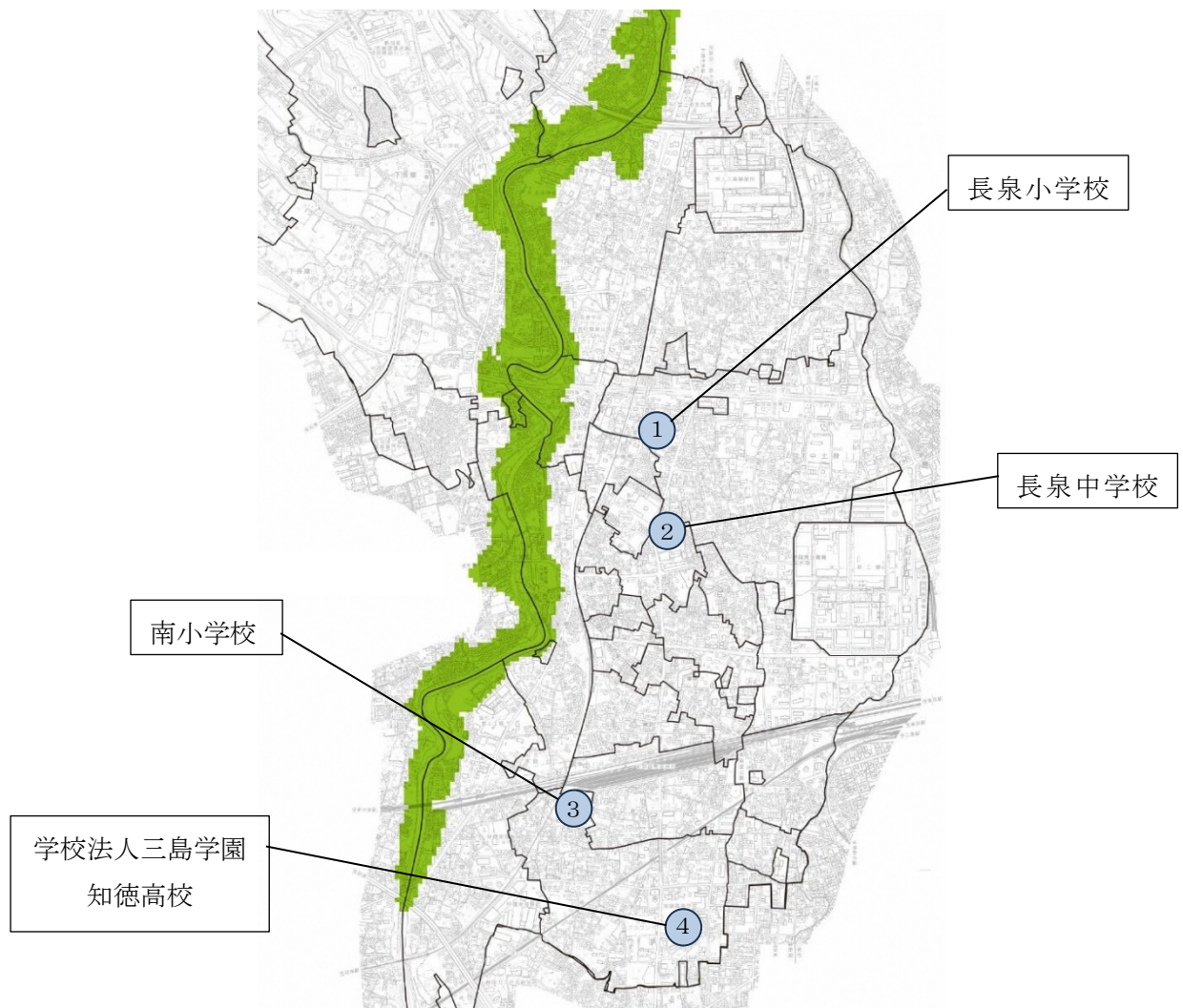
また、噴火の規模により避難対象者数が町内の噴火影響範囲外にある避難所の受入れ可能人数を超過する場合、町外への広域避難を行う。

表 10 一時集結地一覧表

番号	名称	所在地及び 収容可能人員	有効面積	
1	長泉小学校	中土狩 8 7 2 - 2 (9 8 6 - 0 4 7 6) 9 3 7 人	運動場	1 0 , 1 6 7 m ²
			校 舎	6 , 5 1 2 m ²
			体育館	1 , 1 1 1 m ²
2	長泉中学校	下土狩 7 7 7 (9 8 6 - 0 4 9 1) 1 7 2 2 人	運動場	1 5 , 7 1 3 m ²
			校 舎	6 , 3 2 8 m ²
			体育館	2 , 3 4 6 m ²
3	南小学校	竹原 1 0 0 (9 8 6 - 7 3 1 3) 8 6 3 人	運動場	1 1 , 8 1 6 m ²
			校 舎	5 , 6 9 1 m ²
			体育館	1 , 0 7 9 m ²
4	学校法人三島学園 知徳高校	竹原 3 5 4 (9 7 5 - 0 0 8 0) 3 6 5 人	運動場	1 5 , 9 4 1 m ²
			校 舎	9 , 7 0 2 m ²
			体育館	1 , 0 9 7 m ²

*長泉町指定の広域避難場所のうち一時集結地を検討し、北小学校は溶岩流により孤立する可能性があるため、北中学校は24時間以内の溶岩流到達範囲のため除外する。

図 6 一時集結地 地点図



第3節 情報収集・伝達体制

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。富士山の噴火に関しては、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、町は、関係機関や住民等に対し、迅速かつ適切に情報の収集及び伝達を行う。

1 火山に関する情報の収集と整理

富士山の噴火現象に関して収集する主な情報は表11のとおりである。

表11 収集する主な情報

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	気象庁
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表される情報	気象庁
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、又は警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報	気象庁
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、又は警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表される情報	気象庁
噴火速報	周辺住民や登山者等に、噴火の発生事実を迅速に伝え、身を守る行動をとるために発表される情報	気象庁
火口位置情報	噴火が発生した際に、噴火口がどの位置に形成されたのかを示す情報	気象庁
流下パターン	気象庁からの火口位置情報を基に、どの範囲が溶岩流の流下先に当たるのかを判断し、避難指示発令に繋げるための情報	静岡県
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報活動が活発	気象庁

	化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るといった事前の情報や噴火直後の速報も提供している	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる情報	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省 中部地方 整備局

2 情報伝達例文及び広報手段

基本とする広報文案は表 12 のとおりである。この基本文案を基に、伝達手段によって情報や図を追加、省略して広報文を作成する。また事前に広報文案を定型化することが困難であるため、広報文案を定めていないが、有益な情報を覚知した場合は、その都度状況に応じて広報文案を作成し広報を行う。

表 12 広報文案

解説情報（臨時）発表時	こちらは、長泉町です。 本日、気象庁から解説情報（臨時）が発表されました。 火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。
「噴火警戒レベル 3」 発表時	こちらは、長泉町です。 本日、気象庁から噴火警戒レベルが発表され、噴火警戒レベルがレベル 3 に引き上げられました。 避難行動要支援者の皆さんは、いつでも避難できるよう、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認等の避難時準備を行ってください。 一般住民の皆様は、引き続き火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。また避難対象地域に関係なく、避難の必要性や身の危険を感じたら*自主的な分散避難を行ってください。
「噴火警戒レベル 4」 発表時	こちらは、長泉町です。 本日、気象庁から噴火警戒レベルが発表され、噴火警戒レベルがレベル 4 に引き上げられました。 これを受けて長泉町では高齢者等避難を発令しました。 避難行動要支援者の皆さんは、一時集結地への避難を開始してください。 避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。 一般住民の皆様は、いつでも避難できるよう、避難場所の

	確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認等の避難時準備を行ってください。 避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。また一般住民の皆様は、避難の必要性や身の危険を感じたら自主的な分散避難を行ってください。
「噴火警戒レベル5」 発表時	こちらは、長泉町です。 気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルがレベル5に引き上げられました。 これを受けて長泉町では避難対象地域に避難指示を発令しました。 避難対象地域にお住まいの皆様は一時集結地への避難を開始してください。 避難対象地域以外にお住まいの皆様も、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。また一般住民の皆様は、避難の必要性や身の危険を感じたら自主的な分散避難を行ってください。
避難実施中の噴火発生時	こちらは、長泉町です。 本日●時●●分に、富士山噴火が発生しました。 気象庁から「噴火警戒レベル5」が継続発表されています。 避難対象地域にお住まいの皆様は直ちに命を守る行動をとってください。 火山に関する情報や避難に関する情報は長泉町ホームページまたは気象庁ホームページをご覧ください。

3 各段階における情報伝達

町は、避難する上で重要となる情報を一般住民、避難行動要支援者に対し適時適切に伝達する必要がある。

情報伝達を行うタイミングは表13のとおりであり、このタイミングを基本とし、火山活動の状況に変化があった場合や情報が更新された場合等、必要に応じて情報伝達を行う。

表 13 情報伝達のタイミング

タイミング		避難情報等
噴火前	解説情報（臨時） 発表時	【避難準備】
	「噴火警戒レベル3」 発表時	・避難行動要支援者に対する避難準備の呼びかけ ・避難行動要支援者に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する避難準備の呼びかけ

		・一般住民に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する火山噴火に関する注意喚起
	「噴火警戒レベル4」 発表時	【高齢者等避難の発令】 ・避難行動要支援者に対する一時集結地への避難の呼びかけ ・一般住民に対する避難準備の呼びかけ ・一般住民に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する火山噴火に関する注意喚起
	「噴火警戒レベル5」 発表時	【避難指示】 ・住民等に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・住民等に対する一時集結地への避難の呼びかけ
噴火後	避難実施中の 噴火発生時	緊急避難確保

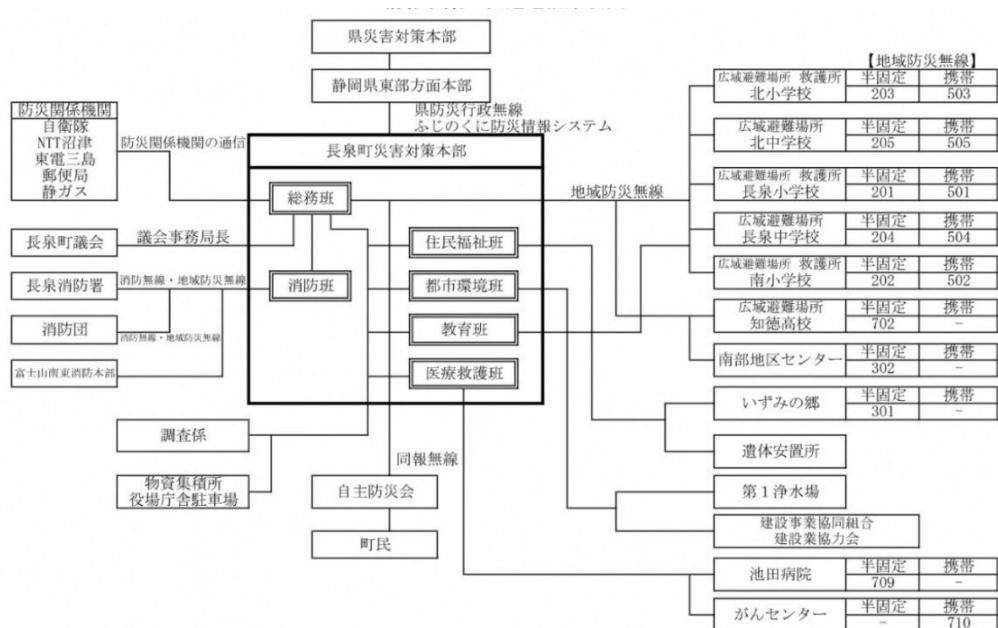
4 避難に関連する情報伝達・広報手段

気象庁から発表される火山防災情報や見通し情報は県行政防災無線やふじのくに防災情報システム、電話、FAXにより町に伝達される。

町は、関係機関からの情報収集に努め、その情報を迅速かつ的確に伝達するとともに*要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。伝達系統図は図7のとおりとする。

なお情報の発信に際しては、風評被害を考慮し、過度な不安を煽らないように注意しなければならない。

図7 情報収集・伝達通信系統図



5 情報伝達手段の多重化

火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生する等、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、町は、県及び関係機関と共に、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討し、整備に努める。

*要配慮者とは…高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（妊婦、外国人等を含む）

第4節 避難促進施設

1 避難促進施設の指定

町は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号及び協議会の統一基準に基づき、対象となる施設を*避難促進施設として指定する。

*避難促進施設とは…活動火山対策特別措置法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設のうち、第1次から第4次避難対象エリアに存する施設のこと。溶岩流などの火山現象の影響範囲内に立地している施設のうち、学校施設や児童関連施設等、利用者を避難させる必要がある施設を指定する。

2 避難確保計画作成の支援

町は、避難促進施設に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法等を定める等、避難確保計画の作成を求め、本計画と整合がとれるよう、協議や助言等の支援を行う。

3 避難促進施設における避難対策

(1) 通院・通所型の施設

通院・通所型の施設においては、遅くとも立地場所の避難対象エリアごとに定められた避難開始時期までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。

(2) 入院・入所施設における避難対策

入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始時期に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

また、突発的な噴火が発生した場合に備え、第5次、第6次避難対象エリアや更に外側に位置する施設を、中継点や一時的な転院先とすることを検討するほか、閉鎖した通院・通所型の施設の医療スタッフや介護用車両等を緊急時の応援体制に組み込むことについて、平常時から関係機関と協議、調整を行う。

第5節 在宅の避難行動要支援者への避難支援

在宅の避難行動要支援者は、避難指示が発令された場合は速やかに避難を開始する。

町は、平常時において避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、関係者（自主防災会、福祉専門職等）と連携して避難支援体制の構築に努める。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、噴火警戒レベルが4へ引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行い、避難の実施にあたっては、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により避難完了の確認等を行う。

なお、避難先で一般の避難者と同じの避難環境での生活が困難な場合には、福祉避難所への移動を検討するものとする。

第6節 児童関連施設の避難対策

町内のすべての児童福祉施設及び幼稚園、小中学校、高等学校等（以下、「児童関連施設」という。）において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。各児童関連施設は、平常時から保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法や、立地条件に応じた児童・生徒等の安全対策を検討する。検討すべき点は以下のとおりである。

- (1) 避難にあたっては、教職員も避難対象者であることを認識し、児童・生徒等だけでなく教職員の避難時間を確保すること
- (2) 当該学区内における今後の安全状況の見込み（そのまま自宅への帰宅可否等の情報）
- (3) 突発的な噴火発生により引き渡しに間に合わない際の緊急安全確保
- (4) 緊急時の連絡体制（職員の参集、保護者への連絡体制）
- (5) 一定時間経過後、引き渡し予定場所からの避難方法、避難時期、避難先
- (6) 児童・生徒等が遠隔地へ避難した場合の連絡方法
- (7) 授業等の再開の時期（当該施設が避難所に指定されている場合）
- (8) 引き渡し訓練の実施方法

なお、保護者への引き渡し完了前に噴火が発生した場合は、県及び町から出される情報を確認し、速やかに児童・生徒等を避難させる必要がある。このような場合であっても、落ち着いて児童・生徒等の避難誘導ができるよう以下の事項に留意する。

- (9) 溶岩流の流下範囲となる場合を除き、降灰時は建物内で安全を確保
- (10) 屋外に出て溶岩流からの立退き避難を行う場合、児童・生徒等にヘルメットやゴーグル等を着用させ安全を確保
- (11) 降灰が生じている場合、体育館の屋根が損傷する可能性があるため、校舎内に退避
- (12) 呼吸系の疾患がある児童・生徒等は、火山灰の影響により症状が悪化する可能性があることに留意

第7節 防災啓発と訓練

1 長泉町富士山火山防災マップの作成・配布

町は、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、噴火警報等の解説、噴火警戒レベルに応じた避難場所や避難経路、避難の方法、情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した長泉町火山防災マップを作成し、全世帯に配布するほか、見方、使い方を説明する機会を設ける。

2 富士山火山防災に関する啓発

町は、県や静岡地方気象台と共に、防災講座等を通じて、住民等が地域の特性を考慮し、避難開始時期を判断できるよう、「地域のスリム化」を図るための「自主的な分散避難」や火山災害の不確実性を知るための「多種多様な噴火シナリオ」、噴火した場所ごとに避難対象を絞り込む「流下パターン」等、周知啓発を行うことで住民等の富士山火山に対する防災意識向上に努める。

3 学校での防災教育

町教育委員会は、教職員に対する火山防災に関する研修を行う。また、町は、県及び静岡地方気象台と連携、協力し、学校での出前講座の実施、副読本の作成等で、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

4 自主防災組織による台帳の作成

自主防災組織において、区長は班ごとに世帯台帳等を作成し、世帯及び避難行動要支援者をあらかじめ把握しておく。また噴火時の避難先を台帳に記載し、避難先の把握に努める。

避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備にあたっては、民生委員・児童委員等福祉関係団体との連携に努める。

5 防災訓練

噴火発生時に避難等の防災対応を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、町や防災関係機関が住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認しておくことが重要である。町は、避難訓練等を通じて関係機関や住民等との広域的な連携の強化を図るほか、本計画の内容や防災体制等の実効性を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

避難訓練では、実際の噴火時等を想定し、避難に関わる住民等が参加できるよう、防災関係機関をはじめ、自主防災組織と連携を図る。

6 町民の自主的な備蓄

富士山火山噴火に備え、各家庭で1週間程度の飲料水、食糧、携帯トイレの備蓄を推奨する。また避難が永久的となる可能性があることを周知し、持ち出し品をあらかじめ準備しておくことを推奨する。

7 事業所等の自主的な防災活動

各事業所は富士山火山による避難が想定された場合に、従業員の避難方法や出社に関する規定をあらかじめ定めておく。また帰宅が困難な場合等には従業員の避難のための適切な措置を講ずること。

8 要配慮支援者利用施設の防災活動

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。これ以外の事項については地域防災計画火山災害対策編に準ずるものとする。

9 町職員の避難計画の作成

町は町職員の避難についてあらかじめ避難計画を作成する。

10 避難物資の確保

町は、被災者のために、食糧等の生活必需品の備蓄が必要である。現在、町役場庁舎等を含めた公共施設に防災倉庫を設置し、防災資機材等を備蓄している。自主防災組織に対しては、防災倉庫に資機材等を支給する等備蓄品に関しては、万全の管理を行い、保存期限等のあるものは適宜、更新を行うよう指導を行う。